

<お知らせ情報（C情報）に至らないごく軽度な機器故障>（月報）
 （機器の故障に起因する不適合事項（軽微なもの））
 平成 23 年 11 月分（8 月 31 日現在）

No.	発生日	設 備	概 要	処置状況	発生場所
1	H23.11.2	海水ポンプ室上屋天井クレーン （循環水ポンプおよび関連資機材運搬に使用するクレーン）	海水ポンプ室上屋天井クレーンの動作確認を行ったところ、台車に動作不良があることが確認されたため、当該クレーンの配線回路を確認したところ、誤った接続となっていたことを確認した。 このため、当該クレーンの配線回路を正規の接続に修正し復旧した。 原因調査の結果、誤った展開接続図を基に当該の配線回路を製作し、クレーン据付検査時において製作不良を確認することができなかつたため、誤った接続になったものと推定した。 このため、クレーン据付検査時に配線回路の製作不良を確認できるよう試験項目を検査要領書に反映した。	処置済み	海 水 ポンプ室
2	H23.11.18	換気空調設備 （建屋内機器の正常な運転のために適切な環境にする設備）	2 台ある換気空調設備の海水熱交換器建屋海水ポンプ室排風機の定期切替を行ったところ、停止すべき当該排風機が逆転していることを確認したため、ダンパ（空気の流量を調節するための装置）を点検したところ、ダンパの羽根が損傷していることを確認した。 このため、当該ダンパの羽根を交換し復旧した。 <u>原因調査の結果、当該ダンパの羽根破損部付近に気流の大きな乱れが確認されたことから、これにより過大な力が当該ダンパの羽根に加わり、当該ダンパが破損したものと推定した。</u> <u>このため、当該ダンパ上流に整流板を設置するとともに、ダンパ開度を大きくして、気流による力がダンパに過大に加わらないようにした。</u>	<u>処置済み</u>	海 水 熱交換器 建 屋

3	H23.11.21	取水口除塵装置 (冷却用として取水する海水中の塵かきを取水口の入口にて取り除く設備)	2系統ある取水口除塵装置のうち1系統において、除塵作業中に除塵装置が停止し、制御盤と除塵機との信号の伝送異常を示す警報が発生した。 原因調査の結果、当該除塵装置の起動の際に電圧が低下し当該除塵装置内部の制御装置が停止したため、当該除塵装置の停止および伝送異常が発生したものと推定した。 このため、当該除塵装置内部にある変圧器の出力電圧を調整するとともに蓄電池を設置した。	処置済み	屋 外
---	-----------	---	---	------	-----

・「不適合」とは、要求事項を満たしていない状態をいいます。

処置状況欄記載の「対応中」、「補修済み・取替済み・復旧済み」、「処置済み」については、以下の状況をいいます。

- ・対応中 : 要求事項を満足する状態に復旧中です。
- ・補修済み・取替済み・復旧済み: 要求事項を満足する状態に復旧済みです。
 今後、原因調査、対策等を講じます。
- ・処置済み: 要求事項を満足する状態に復旧し、原因調査、対策等を実施済みです。
 なお、今後、水平展開について検討・対応します。

・今月の更新箇所は下線で示しています。